

入院時食事療養費および入院時生活療養費

令和8年6月1日現在

●入院時食事療養費

・当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。

●入院時生活療養費

・居住費（療養病棟に入院する65歳以上の方）

		標準負担額		
		食費（1食）	居住費（1日）	
一般	①一般の方	550円	430円	
	②指定難病患者（低所得者Ⅰ（※1）・Ⅱ（※2）を除く）	330円	0円	
低所得者Ⅱ	③低所得者Ⅱ（※2）（④⑤に該当しない方）		270円	430円
	④低所得者Ⅱ 【重篤な症状または集中的治療を要する者等】	過去1年間の入院期間が90日以内	270円	430円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円	
	⑤低所得者Ⅱ（指定難病患者）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円	0円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円	
低所得者Ⅰ	⑥低所得者Ⅰ（⑦⑧に該当しない方）		160円	430円
	⑦低所得者Ⅰ【重篤な症状または集中的治療を要する者等】		130円	430円
	⑧低所得者Ⅰ（指定難病患者）		130円	0円

※1 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる方、
あるいは老齢福祉年金受給権者

70歳未満の低所得者は70歳以上の低所得者Ⅱに相当、「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用

※2 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方